

おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領 様式一覧

様式1	おおさかエネマネ普及促進事業者登録申請書
別紙1	誓約書
別紙2	エネルギー管理支援サービス提供実績
別紙3	事業者個票
別紙4	エネルギー管理支援サービス個票
様式2	おおさかエネマネ普及促進事業者登録証
様式3	おおさかエネマネ普及促進事業者登録結果通知書
様式4	おおさかエネマネ普及促進事業者登録内容変更届出書
様式5	おおさかエネマネ普及促進事業者登録辞届出書
様式6	おおさかエネマネ普及促進事業者取り消し通知書
様式7号	エネルギー管理支援サービス提供実績報告書
様式8号	エネルギー管理支援サービス提供件数報告書
様式9号	エネルギー管理支援サービス提供事例報告書
別紙(参考様式)	エネルギー管理支援サービス提供事例

様式1(第5条関係)

■ 水色部分が記入部分となる。

平成26年 5月 1日

大阪府知事 様

申請者 住所 大阪市中央区大手前〇

代理人名で申請する場合は、代表者の職・氏名と代理人の職・氏名を記入し、代理人の印を押印すること。委任状の添付は不要であるが、社内で適切な手続きをしていること。
押印については、代表者名で申請する場合は代表者印、代理人名で申請する場合は、代理人の印を押印すること。

氏名

株式会社大阪BEMSサービス 代表者又は代理人の印
代表取締役 大阪 太郎
代理人 大阪支社 支社長 難波 花子
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

おおさかエネマネ普及促進事業者登録申請書

おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第5条の規定により、事業者への登録を申請します。

納税証明書は、大阪府税務所が発行する府税(全税目)の納税証明書(未納のない証明書)を提出してください。証明請求用紙のチェック項目については、使用目的は「その他」、徴収金の種類(税目)は「全税目」、証明内容は「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」としてください。なお、納税証明書は申請書の提出日において発行日から3ヵ月以内のものとし、写しでも差し支えありません。詳しい請求方法はこちらをご覧ください。
(参考ホームページ) <http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>
なお、大阪府内に事業所を有しない場合は、本店所在地管轄の都道府県税務所が発行する納税証明書に提出してください。この場合、全税目の証明様式がないときは「法人事業税・法人(都道府県)民税」の証明で差し支えありません。

別紙2~4の電子ファイルを格納したCD-Rを添付してください。

別紙2には別途添付書類(契約書、報告及び提案書等の添付が必要です。

添付書類等

誓約書(別紙1)
エネルギー管理支援サービス提供実績(別紙2)
事業者個票(別紙3)
エネルギー管理支援サービス個票(別紙4)
エネルギー管理支援サービスの約款・カタログ等(任意様式)
エネルギーマネジメントシステムの保証期間を証明する書面(任意様式)
納税証明書(未納のない証明書)
履歴事項全部証明書

■ 水色部分が記入部分となる。

誓 約 書

おおさかエネマネ普及促進事業者への登録申請にあたり、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、おおさかエネマネ普及促進事業者への登録がなされたときは、おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第3条第2項に定める責務を果たすことに同意します。
- 二 私は、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者のいずれにも該当しません。
- 三 私は、府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（登録申請書提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）ではありません。
- 四 私は、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者ではありません。
- 五 私は、法人にあっては、法人府民税及び法人事業税の滞納者、又は個人にあっては個人府民税及び個人事業税の滞納者ではありません。（納税の確認については、別途書類を提出します。）。
- 六 私は、本事業による登録事業者の指定を取り消され、又はその他本業務の実施にあたり関係法令に違反し処分等を受けた者ではありません。（処分を受けた場合にあっては、その処分等の日から2年を経過しているものは、受けた者ではないとみなします。）

大阪府知事 様

平成26年5月1日

誓約者 住所

大阪市中央区大手前〇

代理人名で誓約する場合は、代表者の職・氏名と代理人の職・氏名を記入し、代理人の印を押印すること。委任状の添付は原則不要であるが、社内で適切な手続きをしていること。
 押印については、代表者名で誓約する場合は代表者印、代理人名で誓約する場合は、代理人の印を押印すること。

氏名

株式会社大阪BEMSサービス
 代表取締役 大阪 太郎
 代理人 大阪支社 支社長 難波 花子



水色部分が記入部分で、黄色部分が選択項目となる。

国内の契約事業所数は、大阪府内を担当する単位(支社や営業所等)の実績であっても差し支えない。

エネルギー管理支援サービス提供実績

1. エネルギー管理支援サービスの提供実績

(1) 契約事業所数(前年度及び前々年度)

契約電力200kW未満の事業所数については、500kW未満の事業所数の内数とすること

	前年度			前々年度		
	国内	大阪府内	大阪市内	国内	大阪府内	大阪市内
特別高圧	5	3	1	4	2	1
高圧(500kW以上)	25	5	3	20	4	2
高圧(500kW未満)	250	50	25	200	40	20
※ うち200kW未満	200	40	20	160	32	16
合計	280	58	29	224	46	23

※電気事業者との契約電力が200kW未満の事業所における契約事業所数が登録要件となる。

契約電力200kW未満の事業所における契約事業所数が登録要件となる。(過去2年間で2事業所以上)

(2) 前年度におけるデマンド(電力)の削減量(kV)

	国内	大阪府内	大阪市内
全契約	13,000	3,000	1,450
うち新規契約	2,600	600	290

全契約とは前年度にエネルギー管理支援サービスを提供した事業所のこと(契約開始年を問わない)。新規契約とは前年度にはじめてエネルギー管理支援サービスを提供した事業所のこと

契約電力500kW以上の事業所におけるデマンド削減量は契約電力の差(前々年度-前年度)ではなく、実測値の差((前々年度-前年度))とすること。また、前年度新規契約の事業所の削減量が不明の場合は見込値とすること。

※新規契約分の実績が把握できない場合は見込値を記入すること

(3) 前年度におけるエネルギー使用量の削減量

	エネルギー使用量の削減量(GJ)			うち電力使用量の削減量(千kWh)		
	国内	大阪府内	大阪市内	国内	大阪府内	大阪市内
全契約	2,263,190	523,425	253,238	227,000	52,500	25,400
うち新規契約	453,635	104,685	50,648	45,500	10,500	5,080

※新規契約分の実績が把握できない場合は見込値を記入すること

※エネルギー使用量の換算係数はエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則別表第一から三に定める換算係数を原則とする

2. エネルギー管理支援サービスの提供先

(1) 1事業所目

事業者	名称	大阪エネルギーセンター株式会社	
事業所	名称	南港営業所	
	所在地	大阪市住之江区南港北〇-〇-〇	
	建物種類	事務所等	事務所
提供サービスの名称		省エネ・節電サポートサービス	
当初又は前年度の契約電力		180	
契約書(写し)		別添1-1(任意様式)のとおり	
提案・報告書(写し)		別添1-2(任意様式)のとおり	

契約電力200kW未満の2事業所への実績を記入すること。建物種類欄については、左欄(黄色塗色部)は用途区分「事務所等、ホテル等、病院等、物販販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、図書館等、体育館等、映画館等、工場等」から選択し、右欄(水色塗色部)は具体的な建物用途を記入すること。

(2) 2事業所目

事業者	名称	大阪府エネルギーセンター株式会社	
事業所	名称	天王寺営業所	
	所在地	大阪市阿倍野区阿倍野筋〇-〇-〇	
	建物種類(大分類、詳細)	事務所等	事務所
提供サービスの名称		省エネ・節電サポートサービス	
当初又は前年度の契約電力		150	
契約書(写し)		別添2-1(任意様式)のとおり	
提案・報告書(写し)		別添2-2(任意様式)のとおり	

エネルギー管理支援サービスを提供した事業所との契約状況を確認できる書面(契約書や注文書)及び見える化を行った後に実施した報告・提案(具体的な省エネ節電の取り組み内容の提案)がわかるものを添付してください。契約行為がないものについては、お問合せください。

※契約書・提案・報告書の個人情報や企業の機密情報にあたる部分は墨入れ等により秘匿すること

事業者個票

1. 事業者の概要(※は公表内容)

担当部署については、府との連絡調整窓口を記載すること。

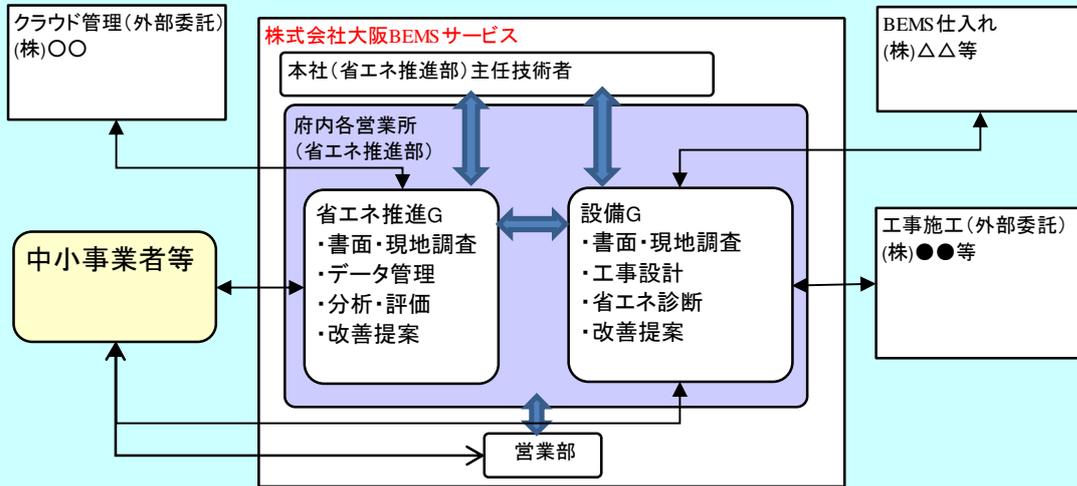
(1)氏名	株式会社大阪BEMSサービス				登録番号	
(2)担当部署(府窓口)	部署名	南港営業所		氏名	〇〇 〇〇	
	電話	06-6210-xxxx	FAX	06-6210-xxxx	メール	eneseisaku-〇〇@gbox.pref.osaka.lg.jp
	住所	大阪市住之江区南港北1-14-〇		備考	営業時間: 平日9時から18時	
(3)事業者の特徴※	・需要家事業所近辺の気象情報及び独自ノウハウを用いて、翌日の電力使用量の予測データを配信可能。 ・電気保安法人であるため、キュービクルの保安管理もあわせて提供可					簡条書きで、各60文字まで。この内容とエネルギー管理支援サービスの整理番号1のサービスの特徴をあわせて登録事業者一覧表にて公表する。
(4)営業範囲	大阪府内全域		本サービスの府内における営業範囲(又は営業範囲外)を記入すること。【登録要件】			
(5)業種等の区分	<input type="radio"/>	コンサルタント設計事務所	建設業(建築)	建設業(電気)	建設業(管工事)	
	<input type="radio"/>	建設業(通信)	設備機器製造者	エネルギー関連会社	ビル管理者	
	<input type="radio"/>	電気保安法人	その他	貴社の業種区分のうち、該当するものに「〇」印を選択すること。		

2. エネルギー管理支援サービスの実施体制【登録要件】

(1) 府内の中小事業者等に対する実施体制

(a) 実施体制の概要

(例)本業務の実施体制の概要は下図のとおり。
 府内は府内に当社の5営業所にて、担当地域を分割して業務を実施している。
 各営業所に設置している省エネ推進部が中心となってBEMS調達・設置、支援サービスの提供を行っている。
 本社省エネ推進部の主任技術者が新規顧客における現地調査及び省エネ診断に同行し、技術サポートを行っている。
 BEMSは、外部業者から調達し、設置工事についても外部委託している。
 データ管理はクラウドで実施しており、クラウド管理は外部委託している。



(b) 役割分担

	業務内容	自社	外注	備考
1	事前相談・計画	〇		需要家への改善提案には技術者と営業の双方が参加し、わかりやすい説明を実施
	書面・現地調査	〇		
	診断	〇		
	設計	〇		
2	工事		〇	
3	サービス提供		〇	
	データ管理		〇	
	分析・評価	〇		
	報告・改善提案	〇		
	顧客啓発・教育	〇		

(c) 資格者情報									
資格名	人数	備考							
有資格者数	一級建築士	0							
	建築設備士	1							
	一級建築施工管理技士	1							
	一級電気工事施工管理技士	1							
	一級管工事施工管理技士	0							
	エネルギー管理士	2							
	技術士	2	内訳	建設	1	電気電子	機械	衛生工学	1
技術者の人数 (上記資格を有している技術者の数)	3								

※技術士はそれぞれ総合技術管理部門を含む

(2) 自社内の従業員に対して、本業務の実施にあたり必要な研修及び情報共有の体制
(例) エネルギー管理支援業務に関するノウハウを共有するため、事例発表会(年2回)を行うとともに、業種毎に分類した事例集を作成して事例の共有に努めている。また、エネルギー管理士等の資格取得のための勉強会を開催し、従業員の資質向上に努めている。
(3) 情報セキュリティ対策及び業務上の秘密の漏えい防止のための体制
(例) 情報セキュリティ対策については、公的な資格は取得していないが、社長を最高情報セキュリティ責任者、各部門長を情報セキュリティ管理者に、任命し、個人情報や機密情報の利用に対しての規則を定めている。情報漏えい対策については、当社の就業規則において、社員(臨時含む)に対し、採用時において機密保持に関する誓約書等の提出を義務付けている。

3. エネルギー管理支援サービスの提供にあたっての考え方

(1) EMS 設置にあたっての考え方	導入前の調査、計測点の設定についての考え方を記入 (例)・BEMS導入前にエネルギー使用量、主要設備の諸元及び運転管理の記録等を確認することにより、必要最小限な計測点を実施し、数年後に当社独自のノウハウで設定します。電力使用状況の見える化を行うことにより、その後の対策につなぐことができるためできるだけ多くの計測点を設けるように努めています。
(2) 空調等の機器制御にあたっての考え方	空調機等の機器制御について、メーカー保証や機器への負担、実効性等の考え方を記入 (例)・デマンド設定した値の条件から警報レベルを8段階に設定し、設定レベル毎に空調制御の方法(間欠運転、温度制御)や制御する室をあらかじめ設定することができます。室外機の制御についてもメーカー純正品を用いるため、制御を行ってもメーカー保証を継続してうけることができます。 ・空調の自動制御により省エネ・節電を期待することができますが、従業員の意識を高めることはできません。そのため、小規模な事業所では、空調は自動制御を実施せず、あらかじめデマンド超過予測時の対応マニュアルを作成し、その活用を図ることにより双方の高価があがるように努めています。
(3) 需要家への啓発・教育に対する考え方	需要家の従業員教育についての考え方を記入 (例)・継続した省エネ・節電行動を行うためには、需要家の現場に応じた従業員教育を支援することが重要であると認識しています。そのため、これまで当社において蓄積したノウハウをもとに事業所別の省エネ・節電マニュアルを作成しています。作成したマニュアルが需要家にうまく活用できるように、エネルギー管理支援サービスの提供開始時のみならず、定期的に必要な研修を行うことにより、従業員への意識づけを行います。 ・需要家に負担がかからないよう省エネ・節電対応には、設備機器の自動制御や当社からの遠隔制御を行っているため、従業員教育は基本サービスには含めていません。しかしながら、需要家からの要請があった場合は別途従業員教育を実施しています。

4. その他

上記以外における特徴・特記事項・連絡事項等を記入 (例) ・当社では需要家がBEMSを導入した際のイメージを容易に把握できるように、当社大阪営業所に設置したBEMSデータの一部をリアルタイムで当社ホームページにより公開するとともに、大阪営業所に併設したショールームにて確認していただくことができます。 ・大阪府内は3営業所があり、それぞれの担当地域及び連絡先については、ホームページに記載のとおりです。 Http://www.pref.osaka.lg.jp/〇〇〇/ichiran.html

エネルギー管理支援サービス個票

エネルギー支援サービス毎に本個票を作成すること。個票が複数ある場合は、「整理番号」欄に1から順に番号を付与すること。整理番号1の個票に記載された※印の内容は登録事業者一覧表にて公表する。

1. エネルギー管理支援サービスの概要 (※は公表内容)

(1)氏名※	株式会社大阪BEMSサービス										
(2)サービス名称※	省エネ・節電サポートサービス				(3)整理番号	1					
(4)ホームページ※	http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/bems/										
(5)担当部署※	南港営業所										
(中小事業者等窓口)	電話※	06-6210-xxxx	FAX	06-6210-xxxx	メール	eneseisaku-〇〇@inbox.pref.osaka.lg.jp					
	所在地	大阪市住之江区南港北1-14-〇				箇条書きで、各60文字まで。整理番号1のサービス個票のサービス特徴と事業所個票の事業者の特徴をあわせて登録事業者一覧表にて公表する。					
(6)概要	サービス特徴1※	専用端末によりデマンド警報時期を容易に確認可能									
	サービス特徴2※	電気保安法人でありキュービクルの保安管理等と併用すると割安									
(7)想定利用者	<input type="radio"/>	施設担当者	<input type="radio"/>	施設技術者	<input type="radio"/>	本部管理者	<input type="radio"/>	全従業員	<input type="radio"/>	その他	
(8)計測項目	<input type="radio"/>	建物全体	<input type="radio"/>	系統	<input type="radio"/>	主要設備	<input type="radio"/>	その他			
(9)データ閲覧方法	<input type="radio"/>	PC	<input type="radio"/>	専用端末	<input type="radio"/>	その他					
(10)データ保存場所	<input type="radio"/>	クラウド	<input type="radio"/>	需要家側機器	<input type="radio"/>	その他					
(11)建物種類	用途区分	<input type="radio"/>	事務所等	<input type="radio"/>	ホテル等	<input type="radio"/>	病院等	<input type="radio"/>	物販販売業を営む店舗等	<input type="radio"/>	学校等
		<input type="radio"/>	飲食店等	<input type="radio"/>	図書館等	<input type="radio"/>	体育館等	<input type="radio"/>	映画館等	<input type="radio"/>	工場等
具体例	事務所、高等学校、介護老人保健施設、工場での導入が多い。										
(12)対象エネルギー	<input type="radio"/>	電気	<input type="radio"/>	ガス	<input type="radio"/>	その他					
(13)報告・提案頻度	2	回/年	月報データはシステムからの閲覧の可能ですが、毎月担当者にメール送信しています。								
(14)備考	2年目以降のエネルギー管理支援サービスについては、見える化のみに限定することも可能です。										

2. エネルギー管理支援サービスの推奨プラン[契約電力が200kW未満の事業所向け] (※は公表内容)

(1)エネマネシステムの提供方法※	<input checked="" type="radio"/>	販売	<input type="radio"/>	リース	<input type="radio"/>	貸与	<input type="radio"/>	レンタル	<input type="radio"/>	その他	
(2)初期費用概算※	0			万円	(3)工事費概算	0	万円～	万円程度			
(4)月額サービス料※	10,000	円	提供方法については、該当するものに「〇」印を選択すること。なお、登録事業者一覧表に掲載する提供方法(1つ)については、「◎」を選択すること。								
(5)上記費用の条件※	1点計測、空調制御無し。回線使用料を含む。										
(6)備考	3年以上の契約が必要となり、それ以下である場合は違約金が発生します。										

3. エネルギー管理支援サービスの特徴

建物における電力使用状況に応じて、まずは必要最小限な計測を行い運用改善とあわせて無理のない省エネ・節電に取り組めるように、マニュアルの作成や従業員教育もあわせて支援しています。
 デマンド警報はパソコンのみならず、専用端末の活用が可能となっており、この端末を来客者とのコミュニケーションツールとして活用されている需要家も多く見られます。
 各計測器と本体の通信は無線で行うため、工事費も安価であり、かつ工事期間も短期間で行うことができます。
 特徴のある、専用端末にて、デマンド超過時期をお知らせするため、パソコンが使えない現場でも重宝します。



4.主な計測内容

(1) 計測						
(a) 電力の最大計測点数	<input type="radio"/>	受電電力計測	1 点計測	<input type="radio"/>	電力計測	8 点計測
(b) その他計測項目	<input type="checkbox"/>	水道	温度	<input type="checkbox"/>	湿度	<input type="radio"/>
	<input type="checkbox"/>	その他		<input type="checkbox"/>	照度	CO2濃度
(c) デマンド予測	<input type="radio"/>	警報レベルの数	2 点設定			
	<input type="radio"/>	時刻別警報レベルの設定	特徴	警報レベルを30分毎に設定することが可能		
(d) スマートメータ連動	<input type="checkbox"/>	Bルート	その他			
(2) 蓄積						
(a) デマンド	<input type="radio"/>	30 分値	13 ヶ月分	<input type="radio"/>	5 分値	13 ヶ月分
(b) 電力使用量	<input type="radio"/>	30 分値	13 ヶ月分	<input type="radio"/>	5 分値	13 ヶ月分
(c) データの保存場所	<input type="radio"/>	クラウド	需要家システム	<input type="checkbox"/>	EMS本体	その他
(d) 保存場所への通信方法	<input type="radio"/>	インターネット	<input type="radio"/>	携帯電話通信	<input type="checkbox"/>	LAN
<input type="checkbox"/>		その他		<input type="checkbox"/>	その他	
(3) 制御						
(a) 空調制御	<input type="radio"/>	空調機負荷制御	冷凍機負荷制御	<input type="checkbox"/>	温度センサー制御	スケジュール制御
	<input type="checkbox"/>	その他	(
(b) 照明制御	<input type="checkbox"/>					
(c) デマンドレスポンス	<input type="radio"/>	DRについては、制御レベルを保持することにより実現している。				
(d) 特徴	<input type="radio"/>	個別空調の室外機における接点信号を介した制御を基本としています。(メーカー保証の範囲)				
(4) 分析・出力						
(a) 画面表示方法	<input type="radio"/>	WEBブラウザ	<input type="radio"/>	スマートホン	<input type="checkbox"/>	専用ソフト
	<input type="radio"/>	専用端末	中央監視装置			
(b) 画面表示内容	<input type="radio"/>	デマンド	<input type="radio"/>	日・週・月・年報	<input type="radio"/>	平日・休日別
	<input type="radio"/>	ロードデュレーション	<input type="radio"/>	グループ集計		
	<input type="checkbox"/>	その他	(
(c) 表示画面カスタマイズ	<input type="radio"/>	閲覧者の立場に応じた表示画面をカスタマイズすることができます。(例:テナントオーナー及び店子)また、空調の設定温度や機器スイッチの遠隔操作についても図面取り込みを行い、配置場所のイメージができるよう工夫しています。				
(d) 省エネ法報告様式	<input type="checkbox"/>					
(e) 設備機器の性能分析	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・性能分析を行う主な装置名 ・性能分析項目名(空調熱源設備の冷温水温度・流量・負荷率等の計測結果や熱源効率・運転台数、空調補機施設、空調設備の計測管理の状況)について記入すること 				

5.主な画面

(1)デマンド監視画面	(2)日報画面
	<p>電力使用量(kw)</p> <p>100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24</p> <p> <input type="checkbox"/> 2階空調 <input type="checkbox"/> 2階照明 <input type="checkbox"/> 1階空調 <input type="checkbox"/> 1階照明 </p>
(3)特徴的な画面1 ()	(4)特徴的な画面2 ()

エネルギー管理支援サービスの約款やカタログ等を作成していれば添付すること

おおさかエネマネ普及促進事業者登録証

様

おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第6条第1項の規定により、申請内容を確認したところ登録要件に適合すると認められるので、下記のとおりおおさかエネマネ普及促進事業の事業者として登録します。

年 月 日

大阪府知事 名

記

登録事業者名	
住 所	
登 録 番 号	

様

大阪府知事 名

おおさかエネマネ普及促進事業者登録結果通知書

おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第6条第2項の規定により、申請内容を確認したところ登録要件に適合しないと認められるので、下記のとおり通知します。

記

事業者名

適合しない理由

様式4(第8条第1項関係)

平成26年 5月 1日

大阪府知事 様

■水色部分が記入部分で、■黄色部分が選択項目となる。

届出者 住所 大阪市中央区大手前〇

氏名 株式会社おおさかBEMSサービス代表者又は代理人の印
 代表取締役 大阪 太郎
 代理人 大阪支社 支社長 難波 花子
 (法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

代理人名で届出する場合は、代表者の職・氏名と代理人の職・氏名を記入し、代理人の印を押印すること。表権代理人による届出の場合は、委任状の添付は不要とするが、社内で適切な手続きをしていること。押印については、代表者名で申請する場合は代表者印、代理人名で申請する場合は、代理人の印を押印すること。

おおさかエネマネ普及促進事業者登録内容変更届出書

おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第8条第1項の規定により、事業者登録の内容変更について届出します。

記

登録事業者名	株式会社大阪BEMSサービス		登録証に記入された登録事業者名、登録番号を記入すること
登録番号	1		
変更等の年月日	平成26年4月30日		変更日を記入
変更の項目	該当の有無	住所(所在地)の変更	
	○	氏名(名称)の変更	変更する項目について、○印を選択
変更の内容	変更前	大阪BEMSサービス株式会社	変更前後の内容について記入
	変更後	おおさかBEMSサービス株式会社	

※「変更の項目」欄の「該当の有無」欄に変更する項目について○印を入れた上で「変更の内容」欄に変更前後の内容を記入すること

※必要に応じて、変更事実を証する資料を添付すること。

その他の内容を変更する場合は、おおさかスマートエネルギーセンターまで、メール等により差し替えとなる様式等を送付すること

大阪府知事 様

届出者 住所 大阪市中央区大手前〇

代理人名で届出する場合は、代表者の職・氏名と代理人の職・氏名を記入し、代理人の印を押印すること。委任状の添付は原則不要であるが、社内で適切な手続きをしていること。押印については、代表者名で申請する場合は代表者印、代理人名で申請する場合は、代理人の印を押印すること。

氏名 株式会社大阪BEMSサービス
代表取締役 大阪 太郎
代理人 大阪支社 支社長 難波 花子
(法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

代表者又は代理人の印

印

おおさかエネマネ普及促進事業者登録辞退届出書

おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第9条の規定により、事業者の登録辞退を届出します。

記

登録事業者名	株式会社大阪BEMSサービス
登録番号	1

登録通知書に記入された事業者名、登録番号を記入

様

大阪府知事

おおさかエネマネ普及促進事業者取り消し通知書

おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第9条第4項の規定により、事業者の登録を取り消します。

記

事業者名

理由

エネルギー管理支援サービス提供実績報告書

大阪府知事 様

報告者 住所 **大阪市中央区大手前〇**

氏名 **株式会社大阪BEMSサービス
代表取締役 大阪 太郎
代理人 大阪支社 支社長 難波 花子**
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

代理人名で報告する場合は、代表者の職・氏名と代理人の職・氏名を記入すること。

標記について、おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第10条第1項第一号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 前年度におけるエネルギー管理支援サービスの提供実績

(1) 契約事業所数

	全契約			うち新規契約		
	国内	大阪府内	大阪市内	国内	大阪府内	大阪市内
特別高圧	5	3	1	1	1	0
高圧(500kW以上)	25	5	3	5	1	1
高圧(500kW未満)	250	50	25	50	10	5
うち200kW未満	200	40	20	40	8	4
合計	480	98	49	96	20	10

(2) デマンド(電力)の削減量

	国内	大阪府内	大阪市内
全契約	13,000	3,000	1,450
うち新規契約	2,600	600	290

(3) エネルギー使用量の削減量

	全エネルギー使用量の削減量(GJ)			うち電力使用量の削減量(千kWh)		
	国内	大阪府内	大阪市内	国内	大阪府内	大阪市内
全契約	2,263,190	523,425	253,238	227,000	52,500	25,400
うち新規契約	453,635	104,685	50,648	45,500	10,500	5,080

※(1)契約事業所数の全契約について、大阪府内、大阪市内は必須とし、国内は任意とする

また、(2)デマンドの削減量、(3)エネルギー使用量の削減量は任意とする

※削減量は、原則としてエネルギーマネジメントシステムにて計量した前々年度量と前年度量の差から求めること

※新規契約分の実績が把握できない場合は見込値を記入すること

※エネルギー使用量の換算係数は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則別表第一から三を原則とする

2. エネルギー管理支援サービス提供にあたっての所見

新規契約件数の約80%が事務所となります。エネルギー使用状況の「見える化」と従業員教育により、従業員の省エネに対する意識改善を支援する要望が多くありました。全契約のうち、電力使用量の削減量の平均は概ね1%でした。サービス導入初年度は、削減量が10%の事業所も見られますが、その後については改善した取組の継続に活用されています。

前年度に行ったサービスのうち、特に実績が多かった業種や建物の種類、サービスの種類、内容等についての所見を記入すること

エネルギー管理支援サービス提供件数報告書

大阪府知事 様

報告者 住所 大阪市中央区大手前〇

氏名 株式会社大阪BEMSサービス

代理人名で報告する場合は、代表者の職・氏名と代理人の職・氏名を記入すること。

代表取締役 大阪 太郎
代理人 大阪支社 支社長 難波 花子
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

標記について、おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第10条第1項第二号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. エネルギー管理支援サービスの提供事業所数

	全契約			うち新規契約		
	国内	大阪府内	大阪市内	国内	大阪府内	大阪市内
特別高圧	5	3	1	0	0	0
高圧(500kW以上)	25	5	3	2	1	0
高圧(500kW未満)	250	50	25	16	3	2
うち200kW未満	200	40	20	12	2	1
合計	480	98	49	18	4	10

※大阪府内・大阪市内は必須とし、国内は任意とする

2. エネルギー管理支援サービス提供にあつての所見

新規契約件数の約80%が事務所となります。エネルギー使用状況の「見える化」と従業員教育により、従業員の省エネに対する意識改善を支援する要望が多くあります。

提供したサービスのうち、特に実績が多かつた業種や建物の種類、サービスの種類、内容等についての所見を記入すること

エネルギー管理支援サービス提供事例報告書

大阪府知事 様

報告者 住所 大阪市中央区大手前〇

氏名 株式会社大阪BEMSサービス

代表取締役 大阪 太郎

代理人 大阪支社 支社長 難波 花子

(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

代理人名で報告する場合は、代表者の職・氏名と代理人の職・氏名を記入すること。

標記について、おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領第10条第2項の規定により、下記の事業者へのエネルギー管理支援サービスの導入事例を別紙のとおり報告します。

記

No	事業者名・事業所名	事業者名公表の可否
1	〇〇工業株式会社 大阪支店	〇
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※事業者毎の導入事例を別紙として添付すること

エネルギー管理支援サービス提供事例

事業者名

株式会社大阪BEMSサービス

府への提供事例の提供が可能であっても、公表不可となる項目がある場合は、備考欄等にその旨の記載をすること。

エネルギー管理支援サービス名

省エネ・節電サポートサービス

名称※	〇〇工業株式会社 大阪支店					
名称の公開可否※	<input type="radio"/> 名称公開可	<input type="checkbox"/> 名称公開否	備考			
所在地※	大阪市住之江区南港〇					
需要家の概要※	同社では豆腐の製造を行っており、製造工程で発生する排水処理施設で多くの電力を使用している。					
建物用途※	<input type="radio"/> 事務所等	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="radio"/> 病院等	<input type="checkbox"/> 物販販売業を営む店舗等	<input type="radio"/> 学校等	
	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 図書館等	<input type="radio"/> 体育館等	<input type="radio"/> 映画館等	<input type="radio"/> 工場等	
	具体的用途※	食品工場		建設年	昭和55年	
建物構造	<input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="radio"/> S造	その他		
延べ面積	1000 m ³		建物の階数	地上	3階	地下
導入の時期	平成25年 4月					
導入経費※	機器代※	80万円	工事費	80万円	その他	40万円
月額サービス料	費用	10,000円				
サービス内容※	エネルギー使用状況を見える化するとともに、懸案であった排水処理装置の運転パターンと負荷状況の解析を行い、その結果について改善案を提案した。					
契約電力※	導入前	平成24年度	100 kW			
	導入後1	平成25年度	90 kW	削減量	25年度	10 kW
	導入後2	年度	kW	削減量	年度	kW
電力使用量※	導入前	平成24年度	200,000 kWh			
	導入後1	平成25年度	170,000 kWh	削減量	25年度	30,000 kWh
	導入後2	年度	kWh	削減量	年度	kWh
投資回収年数※	3年	月				
需要者の声※	豆腐の製造・販売を行っており、地域住民に対する環境への取り組みについてもアピールしていきたいと考えていました。今回、本サービスを活用し、排水処理に使用するポンプの電力消費量を削減し、その結果を工場内で共有したところ、従業員全体の省エネに対する意識が向上し、使用していないエリアの消灯はもちろん、省エネに対する提案がなされるようになりました。					
事業者コメント※	エネルギー使用状況を見える化するとともに、懸案であった排水処理装置の運転パターンと負荷状況の解析を行ったところ、プロワを常時稼働させる必要がないことがわかったため、間欠運転することとしました。その結果、水質についても問題がなく、省エネ・ピークの平準化も達成することができました。					
備考						
整理番号						

※参考となる写真やグラフ等があれば添付すること。